

令和2年8月21日



担当課	指導監査課
担当者	高垣・橋爪・堂本・西岡
電話	(073) 435-1319
内線	5254

## 介護保険サービス事業者に対する行政処分について

不正請求及び虚偽報告等により、下記事業者に対して介護保険法に基づく行政処分を行いました。当該処分については、令和2年8月21日に事業者に通知しました。

### 1 対象事業者

有限会社共寿会 代表取締役 森 忠信 (もり ただのぶ)  
所在地 和歌山市加納208-12

### 2 対象事業所

有限会社共寿会ヘルパーステーションコスモス【訪問介護、第1号訪問事業】  
有限会社共寿会ケアセンター【居宅介護支援】

### 3 行政処分の内容

指定の取消し(効力発生日:令和2年10月1日)

### 4 経済上の措置(介護給付費等の返還)

	有限会社共寿会ヘルパーステーションコスモス	有限会社共寿会ケアセンター
介護給付費	679,854円	444,126円
公費負担額	203,880円	0円
加算金	353,493円	177,650円
合計	1,237,227円	621,776円

### 5 経緯

本市に対する情報提供により、平成30年9月から令和2年6月まで監査を実施し、関係書類の精査及び関係者からの聴取を続けてきた結果、下記の事実を確認したため、行政処分を行いました。

### 6 主な取消し理由

#### ○有限会社共寿会ヘルパーステーションコスモス

- ・運営基準違反 事実と異なる記録を長年に渡り作成した。
- ・不正請求 虚偽の記録を作成したうえで、介護報酬を不正に請求した。
- ・虚偽報告 提出を命じた書類を処分したほか、改ざんした書類を提出した。

#### ○有限会社共寿会ケアセンター

- ・不正請求 訪問介護事業所が不正に介護報酬を請求していることを認識しながら、虚偽の給付管理を行った。
- ・不正不当行為 虚偽の給付管理を行い、訪問介護事業所の不正行為に加担した。